

## 亀山市建築工事提出書類

### 【契約時提出】※契約書に添付

- ★現場代理人等選任通知（経歴書、免許書等の写し）  
（建築一式工事 6000 万円未満は主任技術者、6000 万円以上は監理技術者、7000 万円以上は専任監理技術者）
- ★工事着工届
- ★契約用工程表
  - ・建設業退職金共済の証紙の購入領収書 ※工事完成時に受払い簿を提出のこと

### 【工事着手前】※監督員に提出、以下同

- ★施工計画書（総合）
  - ・再生資源利用計画書（請負額が 500 万円以上の場合要、データ入力共）
  - ・火災保険・建設工事保険の証券の写し（契約した場合に限る）

### 【契約後 14 日以内提出】

- ・実施工程表（仮提出→協議→本提出）

### 【契約後 15 日以内提出】

- ・コリンプ登録（請負額が 500 万円以上の場合要）

### 【随時提出】

- ★施工計画書（工種別）（着手前に承認を受けること）
- ★使用材料確認表（主要材料、仕様書もしくはカタログを添付）（材料発注前に承認を受けること）
  - ・施工図（構造関係（擁壁、基礎、躯体、プレカット等）、電気・機械関係）（着手前に承認を受けること）
  - ・製作図（工場で製作するもの）（製作前に承認を受けること）

- ★部分下請負通知書（下請けの内訳表（※施工体系図とは別）を添付）（※1、3）

- ★施工体系図（※1～3）

- ★施工体制台帳の写し（再下請負通知書、下請契約書（請書等）、監理技術者証等の写しを添付）（※1～4）
  - ・建設業許可証、作業主任者資格証、技能講習終了証明書等の写し（足場・溶接など）（※1）

※1 各工種着手前にその工種の下請業者と契約等を行い、その度に提出すること

※2 平成 27 年 4 月より全ての公共工事で提出が義務化

※3 クレーン業者（オペレーター付の場合）、警備業者も含めること

※4 社会保険未加入（適用除外除く）である業者を下請けとしないこと。

- ・廃棄物契約書（廃棄物処理業・運搬業許可書、廃棄物運搬経路を添付）（廃棄前に提出）

- ・出来形測定表・数量計算書・各種試験結果（段階確認前に提出）

- ・社内検査報告書（段階確認前に提出）

- ★段階確認書（立会い一週間前に提出、立会い後に写真を提出）

- ・部分使用同意書（段階確認部分を市が使用したい旨の申出をした場合に提出）

- ★工事打合せ簿

- ★工事打合せ簿（協議）（工程、設計変更等を行う場合に提出）

- ・定例会議議事録

- ★工事履行状況報告書（毎月 25 日提出、完成月は完成日提出）

- ・休日作業届（土日祝日に作業する場合は提出）

- ・工事休止届（正月、お盆、GW等、長期に工事を行わない場合に提出）
  - ・諸官庁手続き控（リサイクル法、労基法、水道電力申込、道路等許可申請など）
- ※特殊車両通行許可等、現場以外に必要な手続きは、提出不要だがいつでも提示できるよう整備しておくこと

【変更時提出】

- ★変更施工計画書
- ★変更使用材料確認表
- ・コリンズ変更登録（請負額が500万円以上の場合要）

【完成時提出】

- ・再生資源利用実施書（請負額が500万円以上の場合要、データ入力共）
- ・マニフェスト写し（A、D票またはE票のみ写しを提出）
- ・出荷証明書等（出荷伝票、納品書等）
- ・保証書
- ・竣工図（入札時の図面に工事中の変更を反映させたもの）
- ・納入リスト表（鍵、予備品、取扱い説明書など）
- ・工事写真帳（着工前～各工程～完成、の代表写真を紙媒体で提出のこと）  
（鉄骨等の工場製作品に関しては工場での写真も提出のこと）
- ・サムネイル（全ての写真）※工事写真帳を代表写真としなかった場合は不要とする。
- ・CD-R（全ての写真・施工図または竣工図、ウィルスチェックを行い、チェック済みであることを明記。  
なお、可能な限り「三重県CALS電子納品運用マニュアル（案）」の電子納品とすること。）
- ・完成写真（着工前・完成、サムネイル不可） **2部**
- ★工事完成報告書 **2部**
- ・その他提出を指示する書類

【完成時掲示→監督員が確認後返却】※監督員または検査監の要求があった場合は、速やかに掲示すること。  
※250万円以下の工事の場合は掲示も不要とする。

- ・日報
- ・KY・TBM
- ・新規入場者教育
- ・安全管理書類（安全協議会：1回/月以上、安全パトロール：1回/月以上、安全教育：4時間/月以上など）
- ・使用機械点検日報（重機のブレーキ・クラッチ、足場）
- ・交通誘導員関係書類（資格者証の写し、日報）

【検査後提出】

- ・検査写真 **2部**
- ・コリンズ竣工登録（請負額が500万円以上の場合要）
- ★工事目的物引渡書
- ・請求書

※★は県書式を準拠のこと

※詳細については、監督員の指示による。